

サラリーマン川柳 (父に聞き その後必ず 母に聞く) (痩せるツボ 脂肪が邪魔し 探せない) (ためいきも 嘆きもグチも 出尽くした) (立ち上がり 目的忘れ また座る)

第89回長岡地区メーデー プラカードコンクールについて

今年の長岡地区メーデーは、5月1日(火)にアオーレ長岡にて開催いたします。
例年、メーデーの際には「プラカードコンクール」を実施しております。

- 今年もプラカードコンクールを開催いたしますので、5月1日のメーデーに向け、各単組で制作をお願いします!
- プラカードはデモ行進の際に使用し、アオーレ長岡にてコンクールを実施します。
入賞プラカードには賞品を差し上げます!
参加賞もご用意いたしますので、ぜひ組合員のみなさんで作って、メーデーを盛り上げましょう。

【ご注意・禁止事項】

- ・参加組合間で対立する問題については触れないものとする
- ・「脱原子力」などに関するプラカード

【問い合わせ】

連合中越地協 TEL 0258-24-0515



第89回長岡地区メーデー

- 開催日 2018年5月1日(火)
- 会場 シティホールプラザ「アオーレ長岡」・アリーナ
- 内容

9:45~メーデー宣言朗読開始	11:30~地域貢献事業発表・日録録呈
9:50~主催者あいさつ	11:35~プラカードコンクール審査発表
10:00~来賓挨拶・来賓紹介	11:40~お楽しみ抽選会
10:10~記念講演 (講師:高橋なんぐ&脳性マヒブラザーズ)	11:50~閉会

家族や友人も誘ってみんなでご参加ください!



入場無料

記念講演: 演題(仮) 「高橋なんぐ・脳性マヒブラザーズのお笑い働き方改革」

講師: 高橋なんぐ & 脳性マヒブラザーズ



<プロフィール>

高橋なんぐ

1981年生まれ
長岡市出身
趣味: 阪神タイガース、
ビートルズ
特技: ボウリング、物書き

1996年高校1年生で「日本興業主催全国お笑いコンテスト」in東京ドーム優勝。
NAMARA立ち上げメンバーとして、お笑い芸人として数々の実績を残すと同時に、「お笑い授業」の座長として様々な教育現場へ向かう。
学校での講演は1300回を超える。
また、2009年より約3年にわたり海外生活。様々な就労体験や、講演活動、世界一周の旅などの経験を経験。

脳性マヒブラザーズ

ふたりとも脳性マヒのお笑いコンビ
NHK エテレ「きらっとい
きる」「バリバラ2時間スペ
シャル「笑っていいかも!」
SHOW-1グランプリ初代
チャンピオン等TV番組に多数
出演
DAIGO(ダイゴ)
1973年生まれ。幼いときに「脳性マヒ」と診断され、小中学校と特別支援学校を転々。高校は養護学校へ進学。ドキュメンタリー映画を制作し「素とその仲間たち」が神奈川県映画コンクール入選。山形国際ドキュメンタリー映画「日本バノラ部門」招待作品となる。
岡佳則(しゅうさ のりお)
1975年生まれ。生まれつきの障がいで学生時代は養護学校、訓練校に入る。その後元々の福祉作業所に通っていたが、どうしてもやりたかった「声優」の道を探しに入る。その時、高橋いって入ったサークルでFM放送「ラヂオ晴巻王」のレギュラーになる。3回の舞台経験も有り。



問い合わせ: 連合中越地域協議会 (TEL0258-24-0515)



道幸せんせいと

ワークルールを学ぼう! 4

労働者の賃金請求権

賃金は、労働の対価として支払われる。でも、働く日々には、予期せぬアクシデントがつかまふ。「働けなかった」場合でも、賃金を請求できるのは、どんなケースなのか。ワークルールを確認しておこう。

問 次のうち、正しいものをすべて選んでください。

- ① 大雪で電車が止まり、会社に行けなくても賃金はもらえる。
- ② 解雇が無効になった場合、働いていなくても、復職までの期間の賃金はもらえる。
- ③ 二日酔いで通常の仕事ができない場合でも、会社に行きさえすれば賃金はもらえる。
- ④ コンビニの仕事で午後10時までが労働時間であったが、客があまり来そうもないとして8時に帰された場合でも、2時間分の賃金はもらえる。

解説

使用者の都合で働けなかった場合は請求できる

「ノーワーク、ノーペイ」。仕事をしない場合には賃金も支給しないという原則はきわめて常識的です。

労務を提供した場合には、契約解釈上賃金請求権が認められることは当然です。では、労務を提供しなかった場合はどうでしょうか。この場合も労働契約の解釈となりますが、特段の合意がなければ民法上の危険負担の原則(536条)から次のように考えられています。

第一は、労働者のせいでは労働が提供できなかった場合です。民法536条はこの場合を明文では規定していませんが、当然のように賃金はもらえないと解釈されています。病欠や二日酔いで仕事に行けなかった場合です。たとえオフィスまで来ていても、通常の労務が提供できない状態なので会社は仕事をさせないことができ、賃金も払う必要

がありません。したがって、③は間違いです。しかし、仕事を命じられたら賃金請求権は発生します。

第二は、使用者のせいでは労働の提供ができなかった場合です。民法536条2項は、労働者の賃金請求権を認めています。正当な理由なしに、工場から閉め出したり、解雇が無効になった場合といえます。また、顧客が来ないという理由で閉店時間を早めた場合もそういえるでしょう。したがって、②④は正しい内容です。

第三は、労使どちらのせいでもない場合です。大雪による交通途絶のため出社できない場合には、そのリスクは労働者が負う(536条1項、つまり、賃金請求権は発生しないとされます。したがって、①は間違いです。もっとも、実際には賃金を支給している例は珍しくなく、労使の合意によればそのような取扱いが許されます。ただ、そのような特段の合意や慣行がなければ、民法の趣旨では賃金請求権は発生しないこととなります。

【正解】②④

道幸哲也

道幸哲也 道幸せんせいと
（一社）日本ワークルール検定協会 代表理事
北海道大学大学院経済学部に在籍中。労働法・労働契約法・労働組合法・労働争議処理法・労働基準法・労働安全衛生法・労働時間法、労使交渉実践などを担当。2007年、NPO法人職場の権利保障ネットワークを設立。ワークルール検定の立ち上げに尽力し、2013年に設立された検定協会の代表理事に就任。著書に「不当労働行為の法理と実践」(労働法)、「15歳の子供のワークルール」(労働法)など。

WR検

ワークルール検定とは
ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。更新あり。
次回 6月10日(日)
（一社）日本ワークルール検定協会
http://workrule-kentei.jp/



道幸せんせいと

ワークルールを学ぼう! 5

セクシュアル・ハラスメント

どの職場でもハラスメント対策は大きな課題。セクハラ、パワハラ、マタハラ、さらに最近ではSOGIハラなど、多様なハラスメントが問題になっているが、セクハラは、すでに法律で事業主に防止措置が義務づけられている。何がセクハラにあたるのか、確認しておこう。

問 管理職が部下に行くと、セクハラとみなされるものをすべて選んでください。

- ① 性的な経験の有無を聞く。
- ② 自分が風俗店に行った話をする。
- ③ セクハラ研修がづらいという愚痴を言う。
- ④ 結婚しない理由を執拗に聞く。

解説

事業主にセクハラ防止措置の義務

男女雇用機会均等法11条では、事業主にセクハラ防止の措置を義務づけています。これは、女性労働者が被害者となる場合のみでなく、男女労働者双方を対象としています。

セクハラ禁止の基本的根拠は、相手がお互いに性的な行動を誘ふべきことであり、法的には、当該行為が、労働者の「性的人格権」を侵害するか、使用者の「性的な問題から自由な職場環境を確保する義務」に違反すると構成されています。セクハラ禁止は、人格権保障の一態様に他ならないわけです。

次に、セクハラの種類としては、「対面型」と「環境型」があげられるのが一般的であり、11条の規定もそうなっています。ところが、実際の裁判においては、強制わいせつや執拗ないじめ・いやがらせ、性的な噂を流布したり、性的な質問や発言をしたり、また、性的な要求に従わなかったこ

とを理由として仕事上の差別をしたことも問題になっています。

したがって、①②③はセクハラとみなされません。④もその態様によりはセクハラとみなされるでしょう。その点では、セクハラ事案は④で問題になるように自己決定やプライバシーを侵害する側面もあるわけですが、なお、③はセクハラとはいえません。愚痴くらいは大目に見てやってください。

【男女雇用機会均等法11条】

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

【正解】①②④

道幸哲也

道幸哲也 道幸せんせいと
（一社）日本ワークルール検定協会 代表理事
北海道大学大学院経済学部に在籍中。労働法・労働契約法・労働組合法・労働争議処理法・労働基準法・労働安全衛生法・労働時間法、労使交渉実践などを担当。2007年、NPO法人職場の権利保障ネットワークを設立。ワークルール検定の立ち上げに尽力し、2013年に設立された検定協会の代表理事に就任。著書に「不当労働行為の法理と実践」(労働法)、「15歳の子供のワークルール」(労働法)など。

WR検

ワークルール検定とは
ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。更新あり。
次回 6月10日(日)
（一社）日本ワークルール検定協会
http://workrule-kentei.jp/

このページは連合HPでも配信! 機関紙等にご活用ください。